

大分市自治基本条例検討委員会
第11回 市民参加・まちづくり部会

平成22年 9月17日(金)14:00から
大分市役所 第2庁舎6階 603会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の課題等について

- ・「地域コミュニティ」について
- ・「第6章まちづくりの推進」の位置付等について 調整案2

(2) その他

1. 「地域コミュニティ」に関する部会での議論の経過等について

第5回部会(H22.2.23開催) 当初は、検討項目「都市内分権・地域自治区」として、検討

【事務局説明】

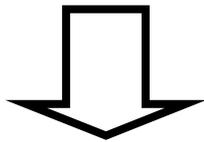
- ・他都市の事例を参照すると、「都市内分権」は、地域に権限や財源を下ろしていくことを規定し、次の「地域自治区」では、**地方自治法上の地域自治区やまちづくりセンターなど、その受け皿となるべく活動単位**について規定することと考える。
- ・市長としては、「都市内分権」という方向性は目指すが、**いわゆる地方自治法上の地域自治区などを設置することは明言していない**ため、このような、出来るだけ自治区とか地域の方にお任せするという方向性を、どう自治基本条例に謳い込むかについて、ご検討いただきたい。

【意見等】

「都市内分権・地域自治」とは、**住民の自発的な意思が尊重され、また、責任を持った中でその活動が担保される、そういうシステムを市域全体のルール**として作ることはないか。

「都市内分権」は、市民に権利と責務を渡していくという意味で、この自治基本条例の基本的な考え方になるのでは。

「都市内分権」について、**どの単位で活動していくのかという視点**がないと、話が前に進まないのでは。



第8回部会(H22.5.13開催) 具体的な条文案の検討、項目としては「都市内分権」、「地域コミュニティ」

【事務局説明】

- ・地域における活動単位について、それぞれの地域のことを大分市全体として一つの形に当てはめるよりは、**その地域にあった活動単位、組織で対応していくことで、地域特性が出て良いのではと**考え、地域における**団体、単位のイメージ**として「地域コミュニティ」という表現を用いた。
- ・「地域コミュニティ」という地域における活動単位については、**その地域における活動範囲、団体自体の大きさなど、該当するそれぞれの地域、団体に任せても良いのではと**考え、**敢えて具体的な範囲、単位は規定しないこととした。**

【意見等】

地域協働によるまちづくりを推進していくために、地域の住民が考えて作っていく組織が「地域コミュニティ」になると思う。

「地域コミュニティ」という文言を、もう少し分かり易くしたりとか、調整出来ないか。

* 「地域コミュニティ」 出典：フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』より

地域コミュニティ(ちいきコミュニティ)とは、地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。コミュニティという総称には、市町村などの地方自治体、地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上で連絡を取り合う集団なども含まれる。そこで、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを、特に地域コミュニティと定義し、行政、地域を越えた連携と連絡を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

日本の共同体は、村落に居住する住民を構成員とする集団であり、伝統的、歴史的な地域コミュニティといえる。ただし、共同体は、構成員を拘束する規範が強いとされ、合意、契約を基盤とするコミュニティとは異なるとの見解もある。

2. 条文案の経過等について

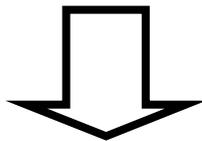
第9回部会にて最終確認（H22.6.9開催） 第12回全大会にて提示（H22.6.24開催） 部会案

（地域コミュニティ）

第36条 市は、**それぞれの地域に関する市民によって構成される地域コミュニティ**との協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

2 市は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。



事務局による主語の調整

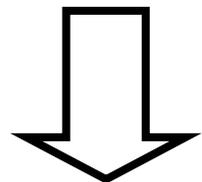
第10回部会にて提示（H22.7.23開催） 調整案1

（地域コミュニティ）

第36条 市長等は、**それぞれの地域に関する市民によって構成される地域コミュニティ**との協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。



事務局による条文案の修正

（市民の責務：第6条第4号にて「地域コミュニティ」の表記あり）

第14回全大会にて提示（H22.9.1開催） 調整案2

（地域コミュニティ）

第28条 市長等は、**地域コミュニティ**との協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

第14回全大会での意見

・「地域コミュニティ」というのが、一般市民には何を指しているのいか、少し分かりにくいと思う。

第14回全体会での検討課題

1. 条例の名称について

「自治基本条例」が良いのではないかという大勢の意見の中、「自治」の前か後ろに「市民」を付けたら分かりやすくなるという意見や、「まちづくり」にポイントを置くべきとの意見から「市民協働によるまちづくり基本条例」が良いのではないかなどの意見があった。

また、大分市の自治基本条例にするのか、大分市民の自治基本条例にするのか、今後、議論の価値があるとの意見があった。

2. 第3条「基本理念」、第4条「基本原則」について

第2章として、別章立てにすることで分かりやすくなったが、第3条の1号、2号、3号は、「まちづくり」の視点から言えばそうかなと思えるが、「自治の基本理念とする」という場合に、1号の「幸せな暮らしの実現を目指すまちづくり」は、本当にこれで良いのかと思う。

また、第4条の1号と3号の関係がはっきりしない。

3. 「自治」と「まちづくり」の相互関連性について

再度詰める必要がある。

4. 「多文化共生」について

第6章「まちづくりの推進」の一条に復活させても良いのではないか。

5. 「議会」について

第4項中、「市民及び市長との関係等」とある「市長」は、「市長等」でなくて良いか？との問いに対して、議会で検討することとなった。

6. 「地域コミュニティ」について

一般市民には分かりにくいのではないかとの意見であったが、市において「地域コミュニティ」の再生事業として、既に取り組みを進めている内容である。

言葉が分かりにくいということであれば、分かりやすい言葉に置き換えるかどうか検討する。

7. 「なぜ、自治基本条例を作るのか」について

市民意見交換会に向けて、再度整理しておく必要がある。